

「ゆづりそー! 邑楽へ」の人にも「これから邑楽で」の人にも

# くらしのサポート制度

一年の計は元日にありといいますが、入学や入社、進級など、日本の風習だといろいろなことの始まりがあるのは年度始め、つまり4月です。新しい生活を始める人も多いのではないのでしょうか。邑楽町で新年度をスタートする皆さんに知っておいてほしいことがたくさんあります。そこで「サポート制度」をまとめました。年間を通して手元にあると便利かもしれません。



## 高齢者・障がい者福祉

福祉と一口で言っても、一人一人困っていることが異なります。そこで町では、必要とされる支援に対応するため、さまざまな制度を行っています。

### 配食サービス

高齢者などに、安否確認を兼ねて栄養バランスの取れた食事(弁当)を配達します。

▼対象(次の①～③のいずれかに該当し、調理が困難な人)

①おむね65歳以上の単身世帯

②高齢者のみの世帯

③重度障がい者

▼配食日 月～土曜日(祝日除く)のうち、希望曜日に夕食を提供

▼費用 1食400円

▼申請方法 役場健康福祉課に直接申請する

▼申請・問合せ 町地域包括支援センター ☎80-93000、役場健康福祉課 ☎47-5021

### 緊急通報装置の貸し出し

一人暮らしの高齢者などに簡単な操作で119番通報できる「高齢者等緊急通報装置」を貸し出します。

▼対象(次の①～④のいずれかに該当する人)

①おむね65歳以上の単身世帯

②高齢者のみの世帯

③日中高齢者のみの世帯

④身体障がい者のみの世帯で、健康状態や身体状況または日常生活動作に支障のある人

▼費用 無料

▼申請方法 所定の申請用紙に必要事項を書いて申請する

※申請用紙は役場健康福祉課にあります。

▼申請・問合せ 役場健康福祉課 ☎47-5024、地区の民生委員

### 特定疾患見舞金

経済的・精神的負担の軽減と福祉の増進を図るため、特定疾患医療や特定医療費(指定難病)の給付を受けている人などに見舞金を支給します。

▼対象(次の①～③のいずれかに該当する人)

①特定疾患医療や特定医療費の給付を受けている

②小児慢性特定医療費の給付を受けている

③じん臓機能障害で人工透析法を受けている

▼支給額 患者一人につき月額3,000円

▼申請方法 所定の申請書に必要事項を書いて申請する

※申請書は役場健康福祉課にあります。

▼申請に必要なもの 特定医療費(指定難病)受給者証または身体障害者手帳、通帳、印鑑

▼申請・問合せ 役場健康福祉課 ☎47-5024

## 子ども

子どもたちに明るい未来を……。大人たちの願いです。家庭・学校・地域などさまざまな空間で、子どもたちが安心して成長してくれますように。

### 災害遺児手当

交通災害や労働災害で親などを失った児童の保護者に災害遺児手当を支給します。

▼対象(次の①か②に該当する人)

①交通災害・労働災害で生計の中心である父や母などを失った児童

②交通災害・労働災害で生計の中心である父や母が障がいの状態となった児童

▼支給金額 遺児一人につき3千円(月額)



▼申請方法 住民票の写し、事故などを証明する書類、障がいの程度を証明する書類、在学証明、印鑑などをそろえて役場子ども支援課に直接申請する

▼申請・問合せ 役場子ども支援課 ☎47-5044

### 出張理・美容サービス

在宅で生活している寝たきりの高齢者などに、出張理・美容サービスを行います。

▼対象(次の①～④のいずれかに該当し、病気や障がいなどで一般の理髪店や美容院を利用できない人)

①おむね65歳以上の単身世帯

②高齢者のみの世帯

③重度障がい者

④要介護4以上の1年以上(内容 利用券(2,500円相当)を年間4枚支給)

※差額は自己負担です。

※サービスは邑楽町理容師会、美容組合館林支部邑楽地区加盟の協力店が行います。

▼申請方法 役場健康福祉課に直接申請する

▼申請・問合せ 役場健康福祉課 ☎47-5024

### 紙おむつなどの支給

在宅で生活している寝たきりの高齢者に、紙おむつなどの支給を行います。

▼対象(町内に住所があり、次の①か②に該当する人)

①65歳以上の排せつ行為に支障のある寝たきり高齢者などで、要介護4以上の人

②排せつ行為に支障のある身体障害者1・2級、療育手帳Aの認定を受けた人

▼支給内容 紙おむつを一人につき

### 介護用車両の購入費補助

要介護者の福祉の向上や家族の負担を軽減するために、在宅の重度身体障がい者(者)や寝たきりの高齢者を乗せる「車いす仕様車両」の購入や改造に掛かる費用の一部を補助します。

▼対象(次の①か②に該当する人やその家族)

①下肢、体幹機能障害の1・2級

②おむね65歳以上で寝たきりの人、または日常的に車いすの必要がある人

▼補助対象 左表のとおり

対象	補助金額 (福祉車両1台当たり)
新車	10万円
中古車	初年度登録年月から (a)36か月以内 6万円 (b)37か月以上 3万円
改造費	改造費用の3分の2の金額 (上限10万円)

※車両によって、福祉車両と認められない場合もあります。事前にご相談ください。

▼申請方法 役場健康福祉課に直接申請する

※申請前の購入は対象外。

▼申請・問合せ 役場健康福祉課 ☎47-5024

### 就学援助費と奨励費

経済的な理由で、小中学校や高等学校などへの就学が困難な児童生徒の保護者に、就学に必要な費用を支給します。

【高等学校等就学援助費】

▼対象(次の全てに該当する人)

①町内に在住し、高等学校等に在学している生徒の保護者

②生活保護受給者または生活保護受給者に準ずる

▼支給額 月額2万円

▼申請方法 所定の申請書に記入し、必要書類を添えて、町教育委員会学校教育課に申請する

▼必要書類など 詳しくは、町教育委員会学校教育課へお問合せください。

【就学奨励費】

▼対象(次の全てに該当する人)

①町内に在住し、町内の小中学校に在学している児童生徒の保護者

②生活保護受給者または生活保護受給者に準ずる

※支給は世帯の収入状況などにより、決定します。

【就学奨励費】

小中学校の特別支援学級の児童生徒に、就学奨励費として学用品・修学旅行・給食などの費用(就学援助費の2分の1)を支給します。

支給には条件があります。年度初めに在学している学校へ相談の上、申請してください。

▼申請・問合せ 町教育委員会学校教育課 ☎47-5041



「邑楽町スタイル」。生活ガイドブックとして情報満載です。こちらもご活用ください。役場企画課でお渡しできます。

▼申請・問合せ 役場健康福祉課 ☎47-5024

# 予防接種

予防接種は、自分が健康で元気な毎日が送れるようにする方法の一つ。そして、自分の大切な人を守るためのものです。予防接種で自分と自分の大切な人を守りましょう。

## 高齢者肺炎球菌

高齢者肺炎球菌ワクチンの定期予防接種を実施します。  
▼対象(次のいずれかに該当する人)  
①左表に該当し、自ら接種を希望する

年齢	生年月日
65歳	昭和29年4月2日～30年4月1日
70歳	昭和24年4月2日～25年4月1日
75歳	昭和19年4月2日～20年4月1日
80歳	昭和14年4月2日～15年4月1日
85歳	昭和9年4月2日～10年4月1日
90歳	昭和4年4月2日～5年4月1日
95歳	大正13年4月2日～14年4月1日
100歳以上	大正9年4月1日以前

※①・②に該当する人で、すでに高齢者肺炎球菌ワクチンの接種を受けたことのある人は除きます。  
※②に該当する人で、接種を希望する場合は、事前に保健センターに申請してください。

▼実施医療機関 館林市邑楽郡医師会、太田市医師会、足利市医師会管内の個別接種実施医療機関  
▼接種費用 2千円  
※補助は一人1回限り。  
▼持参するもの 配布された通知書、保険証、接種費用  
▼実施期間 4月1日(月)～平成32年3月31日(金)  
※実施期間外での接種は全額自己負担。  
▼申込・問合先 保健センター ■ 88-5533

## 麻しん風しん混合

「麻しんにならない、麻しんにさせない」ため、早めの接種をお願いします。  
▼対象  
1期 満1歳～2歳に至るまでの幼児  
2期 来年少学校入学の幼児(平成25年4月2日～平成26年4月1日生まれ)

▼接種期間  
1期 満1歳～2歳に至るまで  
2期 4月1日(月)～平成32年3月31日(金)  
▼実施医療機関 館林市邑楽郡医師会、太田市医師会、足利市医師会管内の個別接種実施医療機関  
▼接種費用 無料  
▼申込・問合先 保健センター ■ 88-5533

## 二種混合

二種混合ワクチン(ジフテリア・破傷風)は、乳幼児期の三種混合ワクチンの2期として、小学6年生に接種します。  
▼対象 平成19年4月2日～平成20年4月1日生まれ  
▼接種期間 4月1日(月)～平成32年3月31日(金)  
▼実施医療機関 館林市邑楽郡医師会、太田市医師会、足利市医師会管内の個別接種実施医療機関  
▼接種費用 無料  
▼申込・問合先 保健センター ■ 88-5533

## 成人の風しん

妊婦への風しん感染予防のため、予防接種費用の一部を助成します。  
▼対象者(接種日に町に住民登録があり、次のいずれかに該当する人)  
①妊娠を希望する女性とその夫(婚姻の有無を問わない)  
②妊娠している女性の夫(婚姻の有無を問わない)や同居の家族  
※ただし、明らかな風しん罹患歴がある人や、風しん予防接種を2回接種している人は対象外。  
▼ワクチンの種類と助成金額  
麻しん風しん混合予防接種 5千円  
麻しん風しん混合予防接種 3千円



## 予防接種で大切な人を守ろう

予防接種の目的は、次の3つがあります。  
①自分がかからないために  
②もしかかって、症状が軽くて済むために  
③周りの人にうつさないために

①と②は自分のための目的で、③は自分の周りの大切な人たちを守るといふ目的です。予防接種をできる人たちが正しく接種することにより、予防接種で予防できる感染症のまん延を防ぎます。予防接種を受ける年齢になっていない赤ちゃん、妊婦さん、病気のために予防接種を受けられない人、高齢者などといった免疫力の弱い人たちも守られます。自分と大切な人たちを守るため、予防接種を積極的に受けましょう。



# 健康・医療

歳を重ねるほど健康のありがたみを感じます。自分らしく生きるための「健康」を。大切な人のための「健康」を。

## 産後ケア

出産直後の産婦の心身ケアや休養などの支援を行います。  
▼支援内容 授乳や乳房ケアなど  
母乳育児、沐浴などの育児指導  
▼対象 町内に住所がある産後2か月未満のお母さんと赤ちゃん

## ●利用施設・日時など

施設名	曜日	時間
公立館林厚生病院 (館林市成島町)	◎・◎曜日 ※毎週ではありません。	午前 9:30 ~ 午後 5:30
鈴木助産院 (太田市丸山町)	毎週◎～◎曜日 ※祝日・年末年始除く。	

支援してほしい内容はそれぞれ。時間は、事前の相談で変更できます。気軽にご相談ください

## 福祉医療費

福祉医療費支給制度は、保険診療自己負担分を公費で負担するものです。  
▼対象(次のいずれかに該当する人)  
①子ども(中学校卒業まで)  
②重度心身障害者(特別児童扶養手当1級、障害年金1級、身体障害者手帳1・2級、療育手帳A)  
③現在、18歳未満の児童を扶養している母子・父子家庭、または父母のいない18歳未満の人

▼必要書類など 保険証、印鑑  
▼対象②の人 障害の程度を示した書類の写し(年金証書、身体障害者手帳、療育手帳など)  
▼対象③の人 母子・父子家庭が分かる書類(戸籍謄本など)、源泉徴収票と所得課税証明書(申請する年の1月1日に邑楽町に住所があった人)  
▼支給対象の診療 保険診療に限る  
※他の制度から医療費が支給された部分は対象外。  
▼受給方法 福祉医療費受給資格者証を医療機関の受付で提示する

▼利用可能回数 産後2か月未満までの期間に7日以内  
▼申込方法 電話または直接保健センターへ申し込む  
▼申込・問合先 保健センター ■ 88-5533



## 県外の医療機関

医療費を一時立て替え払いし、福祉医療費給付申請書と領収書(保険点数が分かるもの)を住民課へ提出する  
※退職や就職、保険組合の変更で保険証が変わったときは、必ず変更を届け出てください。  
▼「高校生世代の入院費」  
▼対象 中学校卒業～18歳に到達した最初の3月31日まで  
※婚姻している人・婚姻したことがある人は対象外。  
▼支給対象の診療 平成28年4月1日以降に入院で掛かった医療費と食事代  
※通院、保険外診療、婚姻日以後の診療、他の制度から医療費が支給された部分は対象外。  
▼受給方法 医療費を一時立て替え払いし、領収書(保険点数が分かるもの)を住民課へ提出する  
▼必要書類など 保険証、印鑑、通帳、領収書、戸籍謄本(受診時に男性18歳、女性16歳以上で、邑楽町に本籍がない人)  
※他の制度からの支払額が分かるもの、限度額適用認定証がある場合はお持ちください。  
▼申込・問合先 役場住民課 ■ 47-15020

## 生活習慣病健診

勤務先などで健診を受ける機会のない人を対象に、生活習慣病健診を実施します。  
▼期日 5月7日(金)、5月8日(土)  
※その他、集合けんしんでも受診できる日程があります。詳しくは町ホームページなどでご確認ください。  
▼受付時間 午前8時30分～11時  
▼会場 保健センター  
▼対象 25～39歳(平成32年3月31日現在の年齢)で、勤務先などで健診を受ける機会のない人  
※昨年受診した人また25歳、30歳、35歳の節目年齢の人に健診受診票を送付します。  
▼内容 計測、血圧、検尿、血液検査(肝機能・貧血・血糖・脂質の検査)、診察  
▼健診費用 500円  
▼申込方法 電話または直接保健センターへ申し込む  
▼申込・問合先 保健センター ■ 88-5533

## 不妊治療・不育症治療助成

町では、不妊治療・不育症治療を受けた夫婦の経済的な負担を軽減するために、治療費の一部助成を実施しています。  
▼内容 左表のとおり  
▼問合先 保健センター ■ 88-5533

	NEW 一般不妊治療	特定不妊治療	不育症治療
対象になる治療	医師が必要と認めた一般不妊治療(タイミング療法・人工授精などで、診療・検査・投薬など)	医師が必要と認めた特定不妊治療(体外授精・顕微授精)で、診療・検査・投薬など	医師が必要と認めた不育症治療で、医療保険が適用されていない検査や診療
助成金額※1	自己負担額の2分の1の額で上限5万円	自己負担額の2分の1の額で上限10万円	自己負担額の2分の1の額で上限30万円
助成回数	年度あたり1回(通算して5回まで)		
申請期限	治療を受けた日の属する年度の3月31日まで	治療が終了した日の属する年度の3月31日まで	1回の治療が終了した日の属する月の翌月から6か月以内
申請方法	必要書類などについては、保健センターへお問い合わせください		

※1 他の公共団体で助成費を受けている場合は、自己負担額からその金額を引いた額が自己負担額になります。



## お知らせメール配信内容



### 1 イベント情報

- 町内イベント(随時配信)
- 近隣市町イベント(月2回)
- その他、関係課(局)から必要と判断されたお知らせ

### 2 防災・防犯情報

- 防災情報(随時配信)
  - 地震や台風などのお知らせ(町に災害対策本部設置時)
  - 光化学オキシダント発生や熱中症予防などのお知らせ
  - J-ALERT伝達情報によるお知らせ(配信予定)
  - その他、関係課(局)から必要と判断されたお知らせ
- 防犯情報(随時配信)
  - 詐欺被害など発生時のお知らせ
  - 不審者、その他の防犯関連のお知らせ
  - その他、関係課(局)から必要と判断されたお知らせ

### 3 行政情報

- 行政情報(随時配信)
  - 選挙結果のお知らせ(町議会議員選挙・町長選挙のみ)
  - 公共バスなどの臨時運休のお知らせ
  - 迷い人のお知らせ
  - その他、関係課(局)から必要と判断されたお知らせ

### 4 火災情報

スマートフォン  
<http://cc9.easypocket.jp/>  
 登録はこちら  
<http://cc9.easypocket.jp/k/>

おうちのお知らせメールは、あらかじめ登録した携帯電話やスマートフォン、パソコンのメールアドレス宛てに町や近隣市町のイベント情報や緊急情報、防災情報、不審者情報などを配信します。利用料金は無料(通信費は掛かりません)です。

## おうちのお知らせメール

- ▼登録方法 ①左のURLを入力するかQRコードを読み取って、配信登録ページにアクセスする
- ②必要な情報を入力するなど、手順に従って登録手続きする
- ※登録の操作が分からない、難しいという人は、気軽にお問い合わせください。
- ▼問合せ 役場企画課 ■47-5008

情報があふれる現代社会。私たちの周りにはあらゆる情報が転がっています。町から発信するお知らせが、皆さんの生活のお役に立ちますように。

## くらし・情報

## 住まい

町は今、誰もが未来に向かって夢や希望の持てるまちづくりへ。「邑楽町に住んで良かった」と思えるまちに。だからこそ、大切にしていきたい。皆さんのホームグラウンド。

## 住宅リフォーム補助金

- 個人住宅のリフォームの経費の一部を助成します。
- ▼対象(次の①～③全てに該当する人)
    - ①町内在住で、住民登録がある
    - ②町税などの滞納がない
    - ③リフォーム工事について、町で実施している他の制度による住宅の改造、補修に係る助成金を受けていない
  - ▼補助対象住宅(次の①・②に該当する住宅)
    - ①自らが町内に所有し、かつ居住する住宅
    - ②住宅に居住部分以外の部分がある場合は、自ら居住する部分

- ▼補助対象となるリフォーム(次の①～③全てに該当するリフォーム)
  - ①町内施工業者による住宅リフォーム
  - ②工事費(消費税別)が20万円以上
  - ③住宅の機能維持・機能向上を目的に行う住宅本体の改修、模様替え、増改築など
- ▼対象となる工事 住宅の増築、内装・外装工事、建具工事(戸・障子・ふすま、畳の張り替え、ガラス工事(アルミサッシ・戸)、水回り工事(台所・トイレ・風呂)など)

申請前の工事は対象になりません。注意してください。

- ▼対象とならない工事 住宅本体以外の工事(物置・車庫・別棟離れの建築工事、購入設備(家電製品・家具・備品)など)
- ▼補助金額 工事費(消費税別)の10%
- ※最高限度額20万円。
- ※1住宅1回限りの補助。
- ※交付は予算の範囲に限る。
- ▼申請・問合せ 役場商工振興課 ■47-5026

## 木造住宅の耐震化サポート

- 【木造住宅耐震診断】  
旧建築基準法で建築された町内の木造住宅を対象に、町が耐震診断者を派遣して耐震診断します。
- ▼対象となる建物(次の①～③全てに該当する建物)
  - ①昭和56年5月31日以前に着工した、1戸建て木造住宅または併用住宅(居住部分の床面積が2分の1以上)
  - ②平屋建てまたは2階建て
  - ③在来軸組工法で建築したもの
- ▼申請できる人(次の全てに該当する人)
  - ①対象住宅の所有者で居住者
  - ②町税などの滞納がない
- ▼申請期間 4月22日①～9月30日②
- ▼申請方法 役場都市建設課に直接申請する
- ▼必要書類 建築確認申請書(建築確認済証)、印鑑
- ▼費用 千円(診断者の交通費)
- 【木造住宅耐震改修補助事業(精密診断・耐震改修工事)】
- ▼対象となる建物 木造住宅耐震診断を受けた住宅
- ▼精密耐震診断の補助金 費用の2分の1の額(上限13万4千円)
- ▼耐震改修工事の補助金 費用の2分の1の額(上限80万円)
- ※申請方法や必要書類については、事前に確認してください。
- ▼申請・問合せ 役場都市建設課 ■47-5031

## 浄化槽補助金制度

町では生活排水による河川などの水質汚濁を防止するため、浄化槽設置経費に対する補助金を交付します。

▼補助対象・金額 左表のとおり  
 ※交付は予算の範囲に限る。

人槽区分	限度額	
	①新規設置	②転換設置
5人槽	13万2千円	44万4千円
7人槽	17万3千円	48万6千円
10人槽	22万8千円	57万6千円
エコ補助金	—	10万円

①住宅を新築する際に浄化槽を設置する場合。②既設の単独処理浄化槽や汲み取り槽を写真などで確認した上で、機能を廃止し、併処理浄化槽を設置する場合。

▼受付期間 4月1日①～平成32年1月31日②

- 【注意事項】  
 ・工事は浄化槽補助金申請を完了から始めてください。  
 ・申請をせずに浄化槽工事を完了したものは補助対象外です。  
 ・申請手続きは一般的に浄化槽工事業者が代行して行っていますので、工事の契約をする前に浄化槽工事業者に確認してください。
- ▼申請・問合せ 役場安全安心課 ■47-5037

## 広報おうち

- 広報紙の役割は、その人にとって必要な情報を見つけてもらい、行政サービスを受けてもらうことにあります。
- ▼発行日 毎月1日(土・日曜日、祝日の場合は直前の平日)
  - ▼配布 町内各世帯に、行政区を通じて配布
  - ※配布の他、役場1・2階、中央公民館、長柄公民館、ヤングプラザ、町民体育館、町立図書館に置いています。
  - ▼その他 掲載された写真は本人または家族に差し上げます
  - ▼問合せ 役場企画課 ■47-5007

広報紙に掲載しなかった写真、載せています。  
**Photo Motto** 好評更新中!  
 フォト もっと

皆さんに知っておいていただきたい情報がたくさんありました。「私にはチェックが1つもなかったよ」。そんな人もいるかもしれません。でも、必要になるときが来るかもしれません。「あんなサポート制度あったな」と思ってもらえたらうれしいです。広報おうち編集部では、今回掲載しきれなかった情報や生活に必要な情報、さらにまちの動き、邑楽に生きる人々のくらしを広報紙にしていきたいと思います。問合せ▶役場企画課 ■47-5007